

令和 5 年度

金融機関向け知財・無形資産活用実践定着プログラム

応募要領

関東経済産業局 知的財産室

1. 金融機関向け知財・無形資産活用実践定着プログラムについて

(1) 目的

本事業は、地域金融機関を対象に、知財・無形資産の観点を含め、地域企業との『対話』を通じてこれまで以上に理解し、課題を発掘、発掘した課題に対して最適なソリューションを提供できるような体制を構築し、企業の知財・無形資産の投資・活用促進につなげることを、地域内で自走させるべく実施するもの。

(2) 応募資格

以下のいずれかであること

- ・ 当局内に所在地を有する地域金融機関※
※中小企業への融資や経営支援を行っている地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、信用保証協会（政府系金融機関を含む）
- ・ 上記地域金融機関を会員とする一般社団法人または一般財団法人

(3) 申請区分

以下のとおりとする

区分	内容
単独型	当局内に所在地を有する 1 つの地域金融機関がプログラムに取り組むもの
連携型	地域金融機関を会員とする一般社団法人または一般財団法人が主体となり、2 以上の会員地域金融機関が連携してプログラムに取り組むもの

(4) 取組内容

本プログラムは令和 5 年 6 月から令和 6 年 2 月末にかけて、以下の内容を実施する

- ・ 地域金融機関の職員に対して、中小企業等の理解度向上のため、対話の重要性を認識し、中小企業等の持つ強み・課題の掘り起こし手法を学ぶセミナー等を実施する。
- ・ 上記セミナー等で得た知識を活かし、専門家同席のうえ、職員が主体となって中小企業等の課題や強みの見える化をすべく対話を行う。対話の内容を事業性評価シート等

にまとめる。

- ・ 職員及び中小企業等に、企業経営の目線から知財活用等の必要性について理解を促す知財・無形資産活用セミナーを実施する。
- ・ 対話で得た課題を解決、強みを活かすべく、職員が主体となって対話先企業を支援する。その際、職員は支援専門家の指導を受けつつ臨むことで、地域支援機関等を活用した中小企業等支援の手法を定着させる。
- ・ 本プログラムで得た成果を報告すべく、成果報告会を実施する。

※詳細については、別途補足資料を参照すること

(6) 費用負担等について

原則、参加者による費用負担はなし。ただし、プログラム実施に係る職員の交通費や支援先中小企業等に支払う謝金等は当局から支給しない。

なお、セミナー・ワークショップや対話の実践等、会議室（20名以上の収容人数のものが望ましい）の用意ができること。

(7) 募集期間

令和5年6月9日（金）～令和5年6月23日（金）17時締め切り

2. 応募方法について

募集期間内に以下の書類を電子メールにて提出すること。

提出書類：申込書1通

提出先：関東経済産業局 産業技術革新課 知的財産室 担当：窪木・上

E-mail:bzl-kanto-chizai@meti.go.jp

※メールの件名に、「金融機関向け知財・無形資産活用実践定着プログラム応募」と記載してください。

3. 実施先予定数

単独型の場合2か所、連携型の場合1か所

※予算の範囲内での実施となるため、応募多数の場合は、実施ができない場合がございますので予めご了承ください。その場合、申込書に記載の応募理由等を鑑み実施先を決定いたします。

4. 応募結果

実施の採否に関わらず、申込書記載の連絡担当者宛に結果をメールでお送りします。

5. 本プログラムに係る問い合わせ先

関東経済産業局 知的財産室 担当：窪木、上

E-mail:bzl-kanto-chizai@meti.go.jp